

炭素材料学会企業展示規程

(目的)

第1条

本規程は、炭素材料学会（以下、本学会）が主催する年会等での企業展示（以下、出展）に関する事項を定める。

(責任)

第2条

出展は出展主が準備し、本学会は出展主に出展場所を提供する。出展の内容に対する責任は、出展主が負う。本学会は出展の内容に対する一切の責任を有しない。

(規格)

第3条

規格は別に定めるものとする。

(出展基準)

第4条

原則として本学会の活動に関連した内容に限る。本学会運営委員会において出展の可否を判断する。

(出展料金)

第5条

出展料金は別途定める。

出展依頼者の都合によるキャンセルの場合、出展料金の返還は行わない。

(出展の取り消し)

第6条

出展後に本学会運営委員会の判断で、出展内容が不適切であると判断された場合には、契約の終了を待たずに出展を取り消しできるものとする。この場合、出展しなかった期間分の出展料金は出展依頼主に返還しない。

(規程の改廃)

第7条

この規程の改廃は、運営委員会の決議によって行う。

附則

この規程は、炭素材料学会の総会（令和元年 11 月 29 日）から施行する。（令和元年 4 月 19 日 炭素材料学会運営委員会 制定）

この規程は、令和 3 年 9 月 3 日から改訂施行する。